

一般名処方加算に関する掲示

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、**特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）**を行っています。**一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。**

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の処方に係る「選定療養費」のお知らせ

長期収載品の選定療養とは、患者が安価な後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるにもかかわらず、長期収載品（先発医薬品）を選択した場合に、一部の料金（選定療養費）を患者が負担する仕組みです。令和6年10月1日から導入され、院外処方（医療機関で処方箋を発行→薬局で調剤）と院内処方の両方で適用されますが、入院患者さんは対象外です。